事務局長　おはようございます。委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。本日は総会終了後に役員会を予定しておりますのでスムーズな進行にご協力くださいますようお願いいたします。また、役員の方はお帰りにならないよう重ねてお願い申し上げます。本日、欠席の届け出が、６番、本間隆喜委員、１２番、髙川吉昭委員から出ております。

それでは、ただいまから第１８回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

（午前１０時　開会）

はじめに会長からご挨拶を頂戴いたします。

細谷精悦会長　（会長挨拶）

事務局長　ありがとうございました。会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は２２名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、前回１０月９日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付しております第１８回総会までの業務報告書をご覧願います。

１０月９日に第１７回農業委員会総会を委員２０名、推進委員１名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。

１１月２日、令和６年度秋田県農業委員会大会運営委員会が鹿角市文化の杜交流館コモッセで行われ、会長が出席しております。

同日、同会場において令和６年度秋田県農業委員会大会が開催され、委員１８名、推進委員１８名が出席しております。

その他の業務につきましては、配付資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。以上で主な業務報告といたします。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　本日の会議を開会します。はじめに議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長　異議なしと認め、１７番、渡邊敏雄委員、１８番、泉芳博委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　議案第１号の農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長　議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について

農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

令和６年１１月８日　提出

大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　議案第１号、案件１番を議題とします。案件１番は、〇〇番、〇〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により〇〇〇委員の退席を求めます。

（〇〇〇委員　退席）

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与　１ページ、１番をご覧ください。農地の所在は、刈和野〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積が〇〇〇〇〇平方メートル、１筆です。贈与による所有権移転です。譲渡人は、〇〇〇〇〇

○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７７歳です。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、６７歳です。
申請理由といたしまして、譲渡人の○○さんは高齢のため農地の処分を考えており、これまで管理をお願いしていた○○○委員に引き受けを相談したところ応じてくれたものです。なお、○○さんの意向により贈与となっております。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。○○番、○○○委員の入場を求めます。
（○○○委員　入場）

議　長　　次に、議案第１号の案件２番から７番までを議題とします。事務局の説明を求めます。

参　与　　３ページ、５番をご説明します。農地の所在は、長野○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートル外、田４筆、計５筆、合計面積○○○○○平方メートルです。売買による所有権移転です。譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７５歳です。譲受人は、○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、４１歳です。
申請理由としまして、当該農地は以前より貸借しておりましたが期間満了に伴い売買に至ったものになります。売買価格は総額○○○円で、１０アール当たりに割り返しますと約○○○○○○○○円になります。なお、水利等のほ場条件があまり良くないため低めの単価となっております。

参　与　　次に４ページ、６番についてご説明いたします。農地の所在は、南外○○○○○○○、地目は田、面積が○○○平方メートル、外、田５筆、畑１筆、計７筆、合計面積○○○○○○○○平方メートルです。贈与による所有権移転です。譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７７歳です。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、６９歳です。
申請理由といたしまして、譲渡人である○○○○さんは遠方に住んでおり、農地の処分を考え近隣を耕作する○○○○さんに相談したところ応じてくれたものです。農地を適切に管理してくれるのであれば無償でいいと譲渡人の意向で贈与になりました。

参　与　　続きまして、７番についてご説明いたします。農地の所在は、太田町横沢○○○○○○○○、地目は畑、面積は○○○平方メートル、１筆です。売買による所有権移転です。譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、８９歳です。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、２５歳と○○○の○○○○さん、２５歳です。売買金額は、総額○○円、１０アール当たりに割り返しますと○○○○○○○○円です。
申請理由といたしまして、○○○さんは高齢で相続も見込めないため宅地を含めた所有地の処分を不動産会社に頼んでいました。この度、○○さん夫婦が宅地とあわせて畑も購入するということで話がまとまり売買に至ったものになります。畑は家庭菜園として利用する予定です。

事務局長　　議案第１号につきましては、ただいま説明いたしました３件の外に交換２件、使用貸借権設定の更新１件がございます。
５ページの農地法第３条の調査書をご覧ください。農地法第３条第２項各号には該当しない

旨記載したもので結果許可要件を満たしているものと考えます。
よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第２号の農地法第４条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長　　議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請について
農地法第４条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

令和６年１１月８日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　議案第２号、案件１番を議題とします。案件１番は、〇〇番、〇〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
（〇〇委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　６ページ、１番についてご説明いたします。位置図及び平面図は、資料の１、２ページになります。農地の所在は、神宮寺〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートルです。申請人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇さんです。
申請理由につきまして、申請人は近くに農作業場があるものの手狭なことから業務に支障が生じておりました。経営規模拡大を進める中、農作業場を新たに設けることで業務が効率化されるため自己所有の農地に農作業場の建築を計画したものです。許可基準における立地基準につきまして、申請地は農業振興地域内の農地で用途区分を農業用施設用地に変更済みであり、立地基準における許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議　長　　事務局からの説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。案件１番についてお願いします。

桜田友子委員　　１６番、桜田です。先日、事務局の方々と一緒に現地調査してまいりました。〇〇さんの事務所の近くということもあり、これから事業拡大を進める上には効率的な場所であると判断いたしました。また、用途区分変更を申請して既に許可を得ているということから何ら問題は無いと思われます。どうかよろしくお願いいたします。

事務局長　　現地調査大変ありがとうございました。それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。

（〇〇委員　入場）

議　長　　次に、議案第３号の農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長　　議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

令和６年１１月８日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　７ページ、１番から２番をご説明いたします。関連がありますので、一括でご説明させていただきます。位置図及び平面図は、資料３、４ページ及び５、６ページになります。農地の所在は、小貫高畑〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積〇〇〇平方メートル、外、畑１筆、計２筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。売買による転用です。譲渡人は、１番２番とも〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さんです。譲受人は、１番が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、２番が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
申請理由につきまして、譲渡人は当該農地を手放したいと考えていたところ、仲介業者を通しアパート経営業を営んでいる譲受人２名と話がまとまり共同住宅の建築を計画したものです。売買価格は１番と２番ともに総額〇〇〇〇円、１平方メートル当たりに割り返しますと、１番が〇〇〇〇〇円、２番が〇〇〇〇〇円になります。許可基準における立地基準につきまして、申請地は都市計画法による用途地域であることから第３種農地に分類されるため許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議　長　　事務局からの説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。案件１番、２番についてお願いします。

渡邊敏雄委員　　１７番、渡邊です。先般、事務局と一緒に現地を確認してまいりました。図面を見ても分かるとおり周りは全部宅地化されております。申請者の〇〇さんですが、実はこの畑に色々な野菜を植えて夫婦で農作業をしております。ところが、近隣の住宅地化が進んでいく中で、農作業中に草刈り機の音がうるさい等の苦情が来ていたそうです。時代が変わって好きな野菜作りも出来なくなってしまったんだな、とこぼしておりました。近隣住民の理解が必要な農業体系をこれからも検討し、あるいは地域の融和みたいなものを感じながら進めていかなければならないな、と感想を持ちました。
案件については何ら問題はありません。何卒ご審議のほどお願いいたします。

事務局長　　現地調査大変ありがとうございました。それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第４号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の撤回についてを議題とします。

事務局長　　議案第４号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の撤回について
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の改訂に伴い改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の撤回について意見を求める

令和６年１１月８日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　８ページ、１番をご説明させていただきます。農地の所在は、太田町東今泉〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、外、田３７筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。農用地利用集積計画の撤回です。撤回する農地の貸手は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。借受人は、秋田市山王４丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社です。
理由といたしまして、太田地域の大台地区では農地中間管理機構関連農地整備事業の令和７年度採択に向け、設定期間１５年以上の農地中間管理機構による契約を締結する必要があります。平成２９年９月の改正土地改良法施行以前に契約されたものと、それ以後に契約されたもので契約期間の延長方法が異なります。平成２９年９月以前に契約されたものについては、撤回案件として総会議決後に新たに設定期間が１５年以上の中間契約することが採択要件となります。本案件につきましては、全て平成２９年９月以前に契約されていることから、既存の中間管理契約について農用地利用集積計画の撤回の手続きをするものです。なお、本撤回案件は９月総会で議決となりましたが、１０月１０日の公告前に所有者が亡くなられたため、遺族が撤回の申請を一旦取下げ再度撤回の申請を行うものであります。

事務局長　　議案第４号の農地につきましては、撤回について議決をいただきました後に改めて議案第６号の促進計画案において他の案件と併せて上程させていただきますのでご了承ください。
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり撤回することに決定しました。

議　長　　次に、議案第５号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

事務局長　　議案第５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の改訂に伴い改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める

令和６年１１月８日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　議案第５号、案件１番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
（〇〇委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　９ページ、１番をご説明します。所有権を移転する農用地は、豊川〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートルです。所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さん、５３歳です。所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
申請理由につきまして、当該農地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の所有地に隣接しているため、特定農作業受委託により〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が耕作しておりました。今回、〇〇さんは父から当該農地を相続しましたが農地の所有はこの１筆であり今後も耕作することができないことから農地の処分を考え、法人に売買の相談をし〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇がこれに応じてくれたものです。売買価格は、総額〇〇〇円。１０アール当たりに割り返しますと、約〇〇〇〇〇〇〇〇〇円となっております。これまでの作業期間やほ場条件を考慮し、単価が高めに設定されております。本案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
（〇〇委員　入場）

議　長　　議案第５号、案件１０番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により〇委員の退席を求めます。
（〇委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　１６ページ、１０番をご説明いたします。利用権を設定する農地は、太田町斉内〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートルです。利用権設定期間の満了に伴う更新です。利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７５歳、外６名、計７名です。利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。期間は１０年。賃借料は１０アール当たり〇〇〇〇〇〇〇円です。この案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。〇〇番、〇委員の入場を求めます。
（〇委員　入場）

議　長　　次に、議案第５号の案件２番から９番、１１番から３９番までを議題とします。事務局の説明を求めます。

参　与　　９ページから１０ページ、３番についてご説明いたします。所有権を移転する農用地は、土川〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積は〇〇〇〇〇平方メートル、外、田４筆、畑３筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７１歳です。所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、６３歳です。売買価格は田〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、総額〇〇〇〇〇〇〇円です。
　申請理由につきましては、譲渡人の〇〇さんが経営規模縮小を考え、近隣を耕作する譲受人である〇〇さんに相談したところ売買に至ったものです。なお、ほ場条件があまり良くないため安い売買価格となっています。

参　与　　続きまして１０ページから１１ページの４番をご説明します。所有権を移転する農用地は、長野〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル外、田６筆、計７筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７５歳です。所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、７５歳です。売買価格は総額〇〇〇円。１０アール当たりに割り返しますと、約〇〇〇〇〇〇〇円となっております。
　申請理由につきまして、当該農地は長年利用権設定により貸し借りしておりましたが、期間満了に伴い〇〇〇〇さんが農地の処分を考え耕作者の〇〇〇〇〇さんに売買の相談をしたところこれに応じてくれたものになります。なお、売買価格が低く設定されておりますが、ほ場条件が悪いためこの金額となりました。

参　与　　１ページの２０番から２２ページの２３番は関連がありますので一括でご説明します。利用権を設定する農地は、長野〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル、外、田１５筆、計１６筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、外２名です。利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、外１名です。設定期間は、４案件ともに

５年で、１０アール当たりの賃借料は、耕作条件の違いにより、２０番と２１番が〇〇〇〇〇〇〇円、２２番と２３番が〇〇〇〇〇〇〇円です。
　申請理由につきましては、利用権を設定する方の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子で、〇〇さんの所有地は〇〇さんが耕作しておりました。今回〇〇さんが離農のために、それぞれの農地の隣接地を耕作する〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんに耕作を相談したところこれに応じてくれたものになります。また、〇〇〇〇さんが受け手となる農地は合作地であり、耕作不便を解消するため〇〇さんから〇〇さんに貸付するものです。

参　与　　２７ページ、２９番についてご説明いたします。利用権を設定する農地は、協和下淀川〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。利用権の設定をする方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、９４歳。借り受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。設定期間は１０年で、１０アール当たり〇〇〇円となっております。
　申請理由といたしまして、当該農地はこれまで３条賃貸借契約を締結していましたが、強化法で契約している同様の農地にあわせて改めて強化法の賃貸借契約を締結するものです。賃借料は以前の契約内容と同じ金額としています。

参　与　　２９ページ、３４番についてご説明いたします。利用権を設定する農地は、南外〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積が〇〇〇〇〇平方メートル、外、田１筆、計２筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。新規の利用権設定です。利用権の設定をする方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、７１歳です。利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７１歳です。設定期間は５年。賃借料は１０アール当たり〇〇〇〇〇円です。
　申請理由といたしまして、〇〇〇さんがこれまで耕作をお願いしていた方が亡くなり、近隣を耕作する〇〇さんに耕作をお願いしたところ応じてくれたものです。なお、賃借料が低く設定されておりますが、ほ場条件が良くないことや適切に管理してくれるのであれば安くてもいいという〇〇〇さんの申し出によりこの単価となりました。

事務局長　　その他の案件についてご説明させていただきます。議案第５号につきましては、ただいま説明いたしました８件の外に、所有権移転６件、賃貸借権設定の新規８件、更新１４件、使用貸借権設定の更新１件がございます。
　今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、１０アール当たり田で〇〇〇〇〇〇〇〇円から〇〇〇円と幅がございます。これは、各地域のほ場の条件及び契約者双方の意向並びに実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。
　次に、賃貸借権設定における田の賃借料の金額でありますが、説明案件を除き、１０アール当たり〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇〇円と幅がございます。これについても、ほ場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。
　いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　　（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
　　（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　次に、議案第６号の農用地利用集積等促進計画案の承認についてを議題とします。

事務局長　　議案第６号、農用地利用集積等促進計画案の承認について
農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条、及び第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める

令和６年１１月８日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　議案第６号、案件３番は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案ですが、〇〇委員は本日欠席しておりますので、本案件は一般案件に繰り入れて個別の審議は省略いたします。事務局の説明を求めます。

参　与　　３３ページ、１番についてご説明いたします。所有権を移転する農用地は、堀見内〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、外、田５筆、計６筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。所有権を移転する方は、秋田市山王４丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社です。所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、６３歳です。売買価格は１０アール当たり〇〇〇〇〇〇〇〇円、総額〇〇〇〇〇〇〇〇〇円になります。
理由といたしましては、農地売買支援事業による一時貸付型で４耕作が終了したことにより、公益社団法人秋田県農業公社から買い受けます。前買受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんでしたが、〇〇さんは都合により買受することが出来なくなり、〇〇さんに売買の相談をし応じてくれたものです。

参　与　　続きまして同ページ、２番についてご説明いたします。所有権を移転する農用地は、横堀〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、１筆です。所有権を移転する方は、１番と同じ、公益社団法人秋田県農業公社です。所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さん、８３歳です。売買価格は１０アール当たり〇〇〇〇〇〇〇〇円、総額〇〇〇〇〇〇〇〇円になります。
理由といたしましては、農地売買支援事業による一時貸付型で４耕作が終了したことにより、公益社団法人秋田県農業公社から買い受けます。

参　与　　４１ページ、９番から４２ページ、１０番をご説明いたします。関連がありますので一括でご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、太田町太田〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル、外、田３９筆、畑１筆、計４１筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。利用権を設定する方は、９番が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、６０歳、外２名。１０番が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、５９歳、外１名です。どちらも公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社から利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。設定期間は他の契約と終期を合わせるため１９年１１カ月です。賃借料は１０アール当たり〇〇〇〇〇円ですが、畑については使用貸借となっております。
申請理由につきましては、当該農地は令和７年度採択予定の機構関連ほ場整備事業計画地で、秋田県農業公社との管理権を１５年以上設定することが採択の要件となっていることから、法人等への利用権設定について９月総会で議決となりましたが、１０月１０日の公告前に所有者２名が亡くなられたため、遺族が一旦申請を取下げ、再度申請を行うものです。

参　与　　４６ページから４７ページ、１１番から１２番について関連がありますので一括でご説明いたします。農地の所在は、堀見内〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、外、田１６筆、計１７筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。農地の

所有者は、１１番は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、９２歳。１２番は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、４５歳です。中間管理事業の借受人の変更案件になります。利用権の設定を受ける方は、１１番は、○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、６３歳。１２番は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、８０歳です。
　申請理由につきましては、前の借受人は、１１番及び１２番は、○○○○○○○○○○○○○○○○○

本日は、ご苦労様でした。　(午前１０時５７分　閉会)